

一般財団法人教員養成評価機構評価委員会規程

平成21年10月20日理事会決定

平成24年5月24日改正

平成26年3月6日改正

令和2年3月13日改正

令和2年3月27日改正

令和2年6月8日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、教職大学院等の認証評価に関する規程（平成21年10月20日理事会決定）第6条第2項の規定に基づき、評価委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 評価委員会は、次の事項を議決し、執行する。

- (1) 評価基準に関する事項
- (2) 評価対象機関に関する事項
- (3) 評価結果の決定及び評価報告書の作成に関する事項
- (4) 評価結果案の意見申立に関する事項（意見申立審査委員会の設置）
- (5) 評価専門部会評価員の選任及び研修に関する事項
- (6) その他評価に関する事項のうち評価委員会において必要と認めるもの

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副理事長
- (2) 事務局長
- (3) 前2号以外の理事 若干名
- (4) 外部有識者 10名程度
- (5) 一般財団法人教員養成評価機構評価委員会評価専門部会規程（平成21年10月20日理事会決定）第7条第1項に規定する評価専門部会の部会長及び副部会長に充てる者

(委員の選任)

第4条 前条第3号の委員は、理事長が指名する。

- 2 前条第4号及び第5号の委員は、教職大学院等を有する大学関係者、その他の大学関係者、学校関係団体等代表者、教育委員会（地方教育行政）関係者、一般有識者等のうちから理事会において選任し、理事長が委嘱する。

(任期)

第5条 第3条第3号の委員の任期は、理事の任期と同一とする。

- 2 第3条第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 第3条第5号の委員の任期は、1年とし、3年を限りに再任できる。
- 4 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから理事会の議を経て、理事長が指名する。

- 2 委員長は、委員会が招集し、議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、2分の1以上の委員が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、第3条第4号及び第5号の委員については、当該委員が指名した代理の出席を可とする。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 評価対象教職大学院等に所属又は利害関係を有する委員は、当該教職大学院等の認証評価に係る審議に加わることができない。

(委任状)

第7条の2 委員は、代理の出席により難い場合は、委任状により評価委員会の表決権を行使することができる。

- 2 代理人の氏名を指定していない委任状を提出した委員については、これを出席とみなし、委員長に委任したものとみなす。
- 3 委任状を提出した委員自ら出席した場合は、その時より委任は解除となる。ただし、既になされた議事には影響を及ぼさない。

(決議の省略)

第7条の3 委員長が、評価委員会の審議事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評価委員会委員の2分の1が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評価委員会の決議があったものとみなす。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見及び報告を聴くことができる。

(補則)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

- 2 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年10月20日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初の第3条第5号及び第6号の委員の任期は、第5条第2号及び第3号の規定にかかわらず、個別に定める。

附 則 (平成24年5月24日改正)

この規程は、平成24年5月24日から施行し、平成24年4月2日から適用する。

附 則 (平成26年3月6日改正)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月13日改正)

- 1 この規程は、令和2年3月13日から施行する。
- 2 令和元年度第3回一般財団法人教員養成評価機構評価委員会(以下「第3回評価委員会」とする。)については、次の各号の規定によるものとする。
 - (1) 第3回評価委員会の出席者については、第3条第1号から第4号の委員とする。
 - (2) 第3条第5号に定める委員の出席者は、一般財団法人教員養成評価機構評価委員会評価専門部会長(以下「評価専門部会長」とする。)及び副部会長とする。
 - (3) 前号に定める委員以外の第3条第5号委員については、事前の書面による審議とし、委任状をもって出席に代える。なお、書面審査による意見については、評価専門部会部会長がその意見を集約し、第3回評価委員会にて報告するものとする。

附 則 (令和2年3月27日改正)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月8日改正）
この規程は、令和2年6月8日から施行する。